

○大網白里町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成20年9月19日告示第107号

大網白里町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 大網白里町次世代育成支援対策地域行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び推進について協議するため、大網白里町次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) 行動計画に基づく施策の推進に関する事項
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関し、必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 公募により選出された町民の代表者
- (5) 町議会議員
- (6) 関係行政機関職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、社会福祉児童課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。